

群馬県がん対策推進条例の一部改正について（素案）

健康福祉部 保健予防課 がん対策推進室

1 改正の趣旨

群馬県がん対策推進条例（平成22年12月24日公布・施行）の附則において、知事は、施行後3年を経過するごとに検討を加え、必要な見直しを行うこととされていることから、群馬県がん対策推進協議会での協議を踏まえ、群馬県がん対策推進条例の一部改正を検討しています。

2 改正素案のポイント

AYA世代（※1）のがん患者への医療提供や相談支援体制の充実を規定

- ・小児がん患者が、晩期合併症（※2）を発症した場合など、AYA世代のがん患者への医療提供や相談支援及び情報提供体制の充実を明記します。

※1（AYA世代）：おおむね15歳以上40歳未満の思春期・若年成人

※2（晩期合併症）：がん治療の影響によって生じる成長・発達への影響、生殖機能への影響、臓器への影響等

がんゲノム医療の推進を規定

- ・県立がんセンターで開始されたがんゲノム医療の推進を明記します。

3 改正素案

- ・別添「群馬県がん対策推進条例改正素案（新旧対照表）」を御覧ください。

4 今後の予定

- ・令和元年12月13日 パブリックコメントの実施（メ切：令和2年1月14日）
- ・令和2年2月 令和2年第1回定例県議会へ条例案を上程

5 施行日

令和2年4月1日（予定）